

千葉市 循環型社会形成推進地域計画

千 葉 市

平成27年12月11日

(第1回 変更) 平成29年 1月12日

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3 施策の内容	7
(1) 普及啓発事業.....	7
(2) 再資源化の施策.....	8
(3) その他の施策.....	8
(4) 処理体制.....	9
(5) 処理施設等の整備.....	12
(6) 施設整備に関する計画支援事業.....	13
4 計画のフォローアップと事後評価.....	13
(1) 計画のフォローアップ.....	13
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	13
添付資料-1（対象地域図）.....	14
添付資料-2（目標の設定に関するグラフ）.....	15
添付資料-3（分別区分説明資料）.....	16
添付資料-4（現有処理施設の概要）.....	17
添付資料-5（指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ）.....	21
添付資料-6（地域内の施設の現況と予定図）.....	22
添付資料-7（生活排水処理施設整備区域図）.....	23
【参考資料様式5】.....	26
【参考資料様式6】.....	27

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 千葉市
面 積 271.76 km²
人 口 962,554人（平成27年3月31日現在）

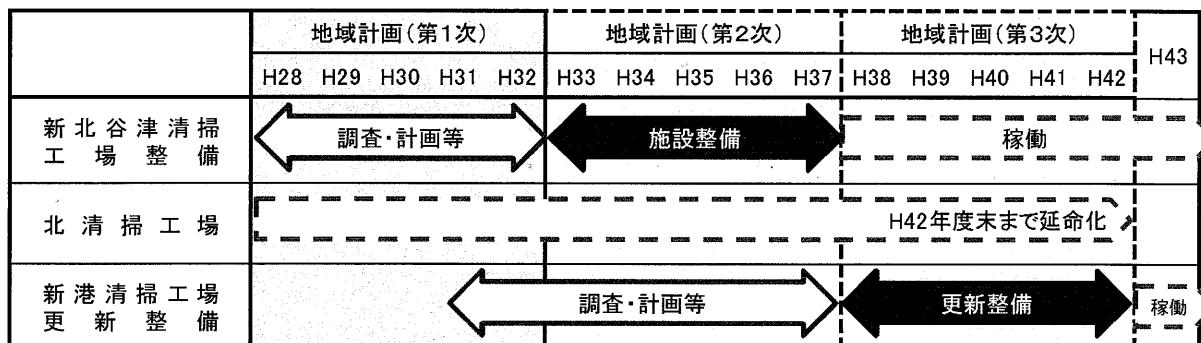
(2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とする。

現在の3清掃工場体制から3用地2清掃工場運用体制に移行するため、平成38年度に北谷津清掃工場用地に新たな清掃工場の稼働を予定し、平成43年度にリニューアル整備した新港清掃工場の稼働を予定していることから、本計画を第1次計画とし、平成33年度以降の事業を第2次計画、第3次計画として定めるものとする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表 1 主な施設整備予定



(3) 基本的な方向

千葉市（以下「本市」という。）は、戦後、京葉工業地帯の中心として発展するとともに首都圏の人口の受け皿として大規模住宅団地の建設が進められるなど、住宅都市としての性格を強め、その後も産業経済活動の発展に伴い人口も増加し、平成4年には政令指定都市となり、現在も人口増加が進んでいる。

本市では、老朽化した清掃工場の建替えに関連し、ごみ処理のさらなる効率化や、最終処分場の延命化を図るため、平成19年度から「焼却ごみ1／3削減」を目標に、ごみの削減・資源化に取り組んできた。ごみステーションでの早朝啓発、古紙・布類などの収集回数の見直しや、家庭ごみ手数料徴収制度の導入など、ごみ減量のための様々な取組みの結果、平成26年度に「焼却ごみ1／3削減」の目標を達成した。

今後の施設整備においては、経済性・効率性に優れたごみ処理システムを目指し、現在の体制から、3用地2清掃工場運用体制実現に向け、ごみ削減に取り組むとともに、老朽化による清掃工場の廃止時期に合わせて、計画的に代替施設整備等を行い、安定的なごみ処理システムを構築していくものとする。また、3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続した処理体制を維持するため、引き続き、ごみの減量・リサイクルに向けた施策を実施していく。

さらに、中間処理段階では、余熱供給や高効率発電によるエネルギー回収を継続・推進するとともに、震災等、災害時を考慮したごみ処理システムの構築を図るものとする。

一方、市内の河川は背後に大きな水源地を持たず都市生活排水が水源の一部となっている。このような状況の中、公共用水域の水質汚濁の主因が生活排水にあることから、生活環境の向上と公共水域の水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

(4) 広域化の検討

千葉県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）において、本市は1市のみで構成されている広域化ブロック区割りのAブロックに区分けされ、これまで施設整備を行い、ごみ処理を行ってきている。

今後も、引き続き千葉市域で発生するごみは千葉市内で処理することとする。

なお、現在、可燃ごみは3清掃工場で処理しているが、3清掃工場体制から3用地2清掃工場運用体制にすることにより、ごみ処理の効率化を図ることとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出及び処理の状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 369,128 トンであり、再生利用される総資源化量は 123,285 トン、リサイクル率 (= (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)) は 33.4% である。

中間処理による減量化量は 224,871 トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね 6 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.9% に当たる 20,972 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は 253,182 トンであり、各焼却施設（新港清掃工場・北谷津清掃工場・北清掃工場）では、熱回収による発電を行っており、場内での消費電力を賄うとともに新港清掃工場と北清掃工場では余剰電力の売電も行っている。さらに、各焼却施設では、場外余熱利用施設への温水（北谷津清掃工場）や蒸気・電気（新港清掃工場・北清掃工場）の供給も行っている。

また、新港清掃工場では焼却灰を溶融スラグ化し建設資材等として有効利用しているほか、北清掃工場で発生する焼却灰の一部を民間施設にて再資源化している。

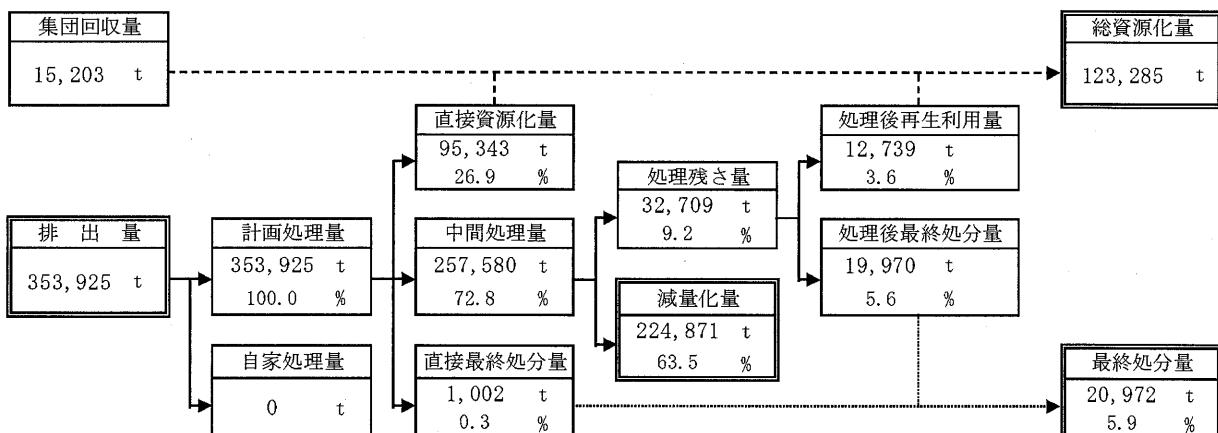


図 1 一般廃棄物処理状況フロー（平成 26 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 26 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥の排出量は図のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 962,554 人、処理人口は 943,541 人、処理率は 98.0% である。

し尿発生量は 5,849kL/年、浄化槽汚泥発生量は 21,314kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 27,163kL/年である。

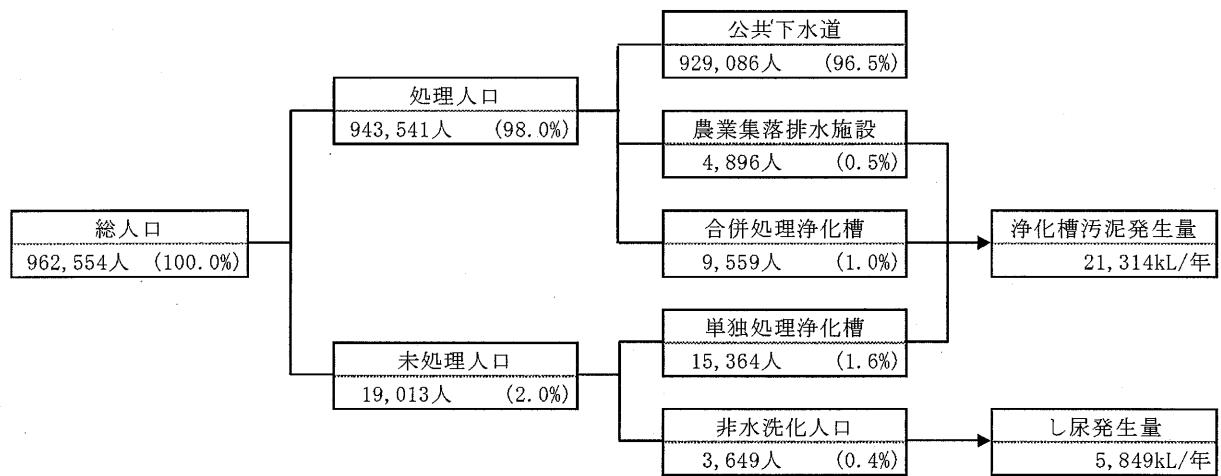


図2 生活排水の処理状況フロー（平成 26 年度）

(3) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合※1) (平成26年度)	目標(割合※1) (平成33年度)
排出量	事業系 総排出量	143,590トン	155,244トン (8.1%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.59トン/事業所	2.62トン/事業所 (1.2%)
	家庭系 総排出量	210,335トン	216,853トン (3.1%)
	1人当たりの排出量※3	186.2kg/人	184.0kg/人 (-1.2%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	353,925トン	372,097トン (5.1%)
再生利用量	直接資源化量	95,343トン (26.9%)	112,916トン (30.3%)
	総資源化量	123,285トン (33.4%)	140,573トン (36.3%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	102,394MWh	92,500MWh
減量化量	中間処理による減量化量	224,871トン (63.5%)	223,231トン (60.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	20,972トン (5.9%)	23,468トン (6.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 1事業所当たりの排出量 = (事業系ごみの排出量 - 事業系ごみの資源ごみ量) / 事業所数

※3 1人当たりの排出量 = (家庭系ごみの排出量 - 家庭系ごみの資源ごみ量) / 人口

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず排出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差

最終処分量：埋立処分された量

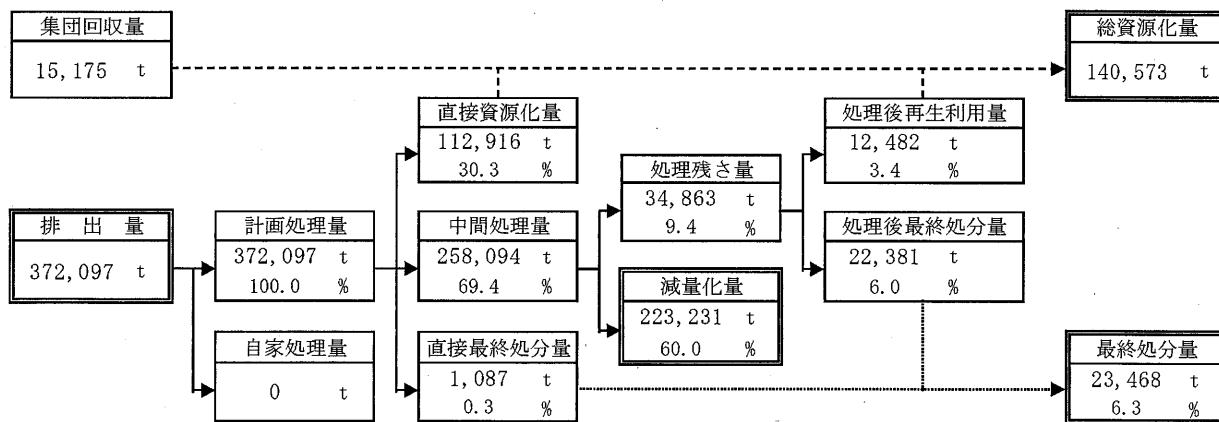


図3 目標達成時の一般廃棄物処理状況フロー(平成33年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道や農業集落排水施設の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域については合併処理浄化槽を整備していく。

表3 生活排水に関する現状と目標

		平成26年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道	929,086人 (96.5%)	949,284人 (97.7%)
	農業集落排水施設	4,896人 (0.5%)	4,610人 (0.5%)
	合併処理浄化槽	9,559人 (1.0%)	6,733人 (0.7%)
	未処理人口	19,013人 (2.0%)	10,962人 (1.1%)
	合計*	962,554人	971,589人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,849キロットル	3,090キロットル
	浄化槽汚泥量	21,314キロットル	12,915キロットル
	合計	27,163キロットル	16,005キロットル

* 平成33年度目標値は、汚水適正処理構想及び生活排水処理基本計画に基づく。

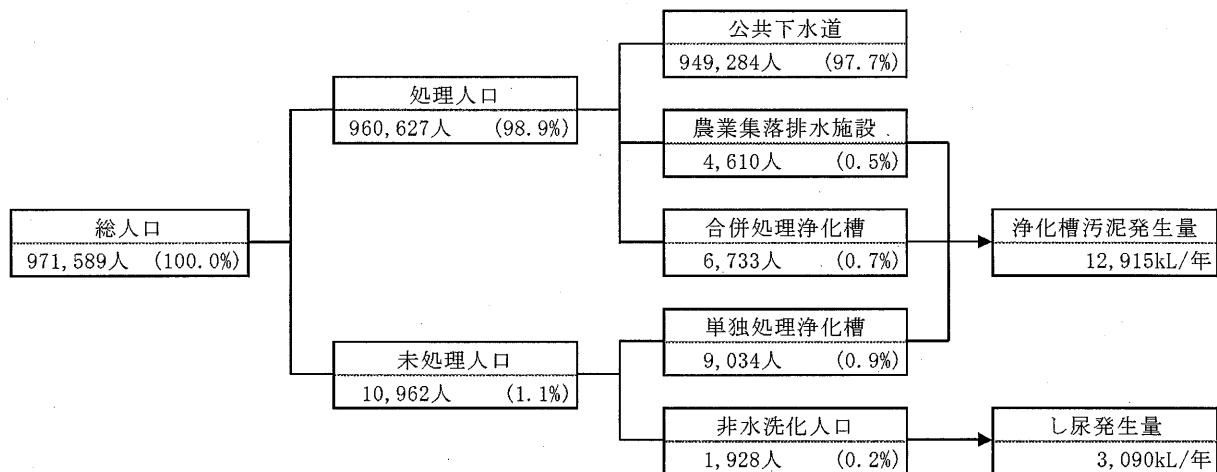


図4 目標達成時の生活排水処理状況フロー（平成33年度）

3 施策の内容

(1) 普及啓発事業

ア 環境教育、普及啓発、助成

表4に示す環境教育、普及啓発及び助成等に関する施策を今後も実施していく。

表4 環境教育・普及啓発・助成等に関する施策

施策区分	施策名	施策内容
環境教育	環境教育教材「ちばキッズエコエコ大作戦」の作成	ごみ減量に対する理解と関心を深めるため、環境保全部門と統一して小学校4年～6年生を対象とした教育現場で活用できる環境教育教材を作成し、3R教育・学習を推進する。
	環境教育教材「中学生のための環境学習ハンドブック」の作成	ごみ減量に対する理解と関心を深めるため、環境保全部門と統一して中学校1年～3年生を対象とした教育現場で活用できる環境教育教材を作成し、3R教育・学習を推進する。
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及を目指すため、小学校4年生を対象に、3Rについて、社会科の授業と連動した体験学習を行い、ごみの分別を実践する意識を醸成することで、ごみに関する知識の習得を促す。また、本スクールのフォローアップとして、ごみ出しチェック隊「へラソーズ」を実施する。
	へらそくくんルーム	幼少期から廃棄物の削減を実践するための考え方である3Rの考え方慣れ親しんでもらうために、市内保育所（園）、幼稚園において啓発を行い、ごみに関する知識の習得を促す。
イベント・キャンペーン	市主催イベントでの啓発	ごみの減量・分別について市民意識の向上を図るため、各区民祭りなどの会場において、来場者へ啓発品とチラシを配布する。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、ちばし地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等を開催する。
	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・PR	「ちばルール」協定店を拡充するとともに協定店の取組みをPRするため、キャンペーンを実施し、ちば型の資源循環型社会の実現を図る。
普及・啓発	ごみ減量広報紙「GO! GO!へらそくくん」の発行	市民に対して、廃棄物行政の現状、ごみ減量に向けた取組みや市の施策等に関するタイムリーな情報提供を行うため、ごみ減量広報紙「GO! GO!へらそくくん」を発行し、市民の廃棄物行政に対する意識の向上を図る。
	事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」の発行	事業者に対して、廃棄物行政の現状、ごみ減量に向けた取組み等に関する情報提供を行うため、事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」を発行し。事業者の廃棄物行政に対する意識の向上を図る。
	環境情報紙「エコライフちば」の発行	市民に対して、廃棄物行政の現状、ごみ減量に向けた取組み等に関する情報提供を行うため、環境情報紙「エコライフちば」を年2回発行する。
情報提供	リサイクル情報コーナー	家庭で不要となった家電製品や衣類などのリユースを推進するため、各区役所に不用品情報を交換する場として「リサイクル情報コーナー」を設置する。
講習会	今すぐ実践！ごみ減量講習会	ごみ処理の現状、具体的な分別・減量化の方法について周知するため、講習会や出前講座を開催する。
	エコレシピ料理講習会	生ごみを出さない等、環境にやさしい料理法を広めるため、エコレシピ料理講習会を実施する。
制度活用	廃棄物適正化推進員制度 不法投棄監視員制度	廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。
助成・支援	生ごみ減量処理機・生ごみ肥料化容器等の普及促進	家庭から排出される生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器等の購入者に対し、購入費用の一部を助成する。
	廃食油リサイクル事業	家庭から排出される廃食油を回収し、リサイクル事業者により軽油代替燃料にリサイクルされる事業を支援する。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水対策促進のため、補助対象地域内での合併処理槽設置者に対し、設置費の一部を助成する。

イ 生活排水対策

公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水設備などを促進するとともに、家庭で出来る生活排水対策としてろ紙、三角コーナー等の配布や水路浄化施設による水質の浄化を図っていく。

(2) 再資源化の施策

さらなるごみの削減・再資源化の推進を図るため、以下の再資源化施策を実施する。

ア 剪定枝等の再資源化

① 家庭系

平成27年5月から実施している家庭から出る木の枝・刈り草・葉をリサイクルする「剪定枝等循環システムモデル事業」の検証結果を踏まえ、早期の本格実施を予定している。

② 事業系

街路樹・都市公園等から発生する事業系剪定枝等を民間再資源化施設へ搬入し、燃料チップ化等にリサイクルする。また千葉市造園緑化協同組合等を通じて、造園業者に民間再資源化施設へ搬入するよう誘導する。

イ 事業系生ごみの再資源化

市内の民間バイオガス化処理施設の拡充に伴い、生ごみの再資源化を促進する。

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化

使用済小型電子機器に含まれる貴金属やレアメタルなどを埋立処分せず、リサイクルするため、市役所や区役所などで拠点回収を行っている。

エ 廃食油の再資源化

家庭から排出される廃食油（天ぷら油等）をBDF（バイオディーゼル燃料）等に再資源化するため、回収拠点を拡充していく。

(3) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で次の施策を実施していく。

ア 再生利用量の需要拡大事業

新港清掃工場で発生する溶融スラグについては、生成量はおおむね6,200トン（平成26年度実績）であり、市内公共工事のうちアスファルト骨材の有効利用がある工事に対して、スラグをアスファルト骨材として再資源化する。

イ 不法投棄対策

ごみステーションの適正化を図るため、地域による環境保全に対する意識・行動の違い、排出状況の違いを考慮し、排出指導及び不法投棄の常習地域等の監視パトロールを各環境事業所を中心に廃棄物適正化推進員等の協力を得ながら行う。

また、市民の多様な生活様式に対応するため、地域の特性に応じたきめ細かなごみ排出指

導を実施していく。

ウ 震災時の廃棄物処理に関する事項

千葉市地域防災計画災害応急対策編を補完する千葉市震災廃棄物処理計画を踏まえ、市民・事業者・行政の連携に基づく、震災廃棄物の円滑な処理を推進する。

震災廃棄物の処理にあたっては、衛生的な処理、迅速な対応・処理、計画的な対応・処理、環境に配慮した処理、リサイクルの推進及び安全作業の確保を踏まえて行うものとする。

※仮置場：公共用地を中心に確保するものとするが、民間の廃棄物処理施設などの活用も検討する。

(仮置場候補地) 公園、運動広場などのスポーツ施設、公共公益施設建設予定地等の未利用地、既存廃棄物処分場、その他民有地など

※処分する場所：本市廃棄物処理施設（下記施設）のほか、民間施設の活用も図る。

(破碎選別処理) 新浜リサイクルセンター

(焼却処理) 新港清掃工場、北谷津清掃工場、北清掃工場

(埋立処分) 新内陸最終処分場

(し尿処理) 衛生センター

(4) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

家庭ごみの分別区分及び処理方法については、表5のとおりである。

現在、びん・缶・ペットボトルの分別収集、古紙・布類の分別収集及び集団回収を行っており、本市では循環資源の性質に応じて、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルへ適切に配分し、総合的に無理のない持続発展的なリサイクルを実施していくものとする。

粗大ごみ及び不燃ごみ（アスベスト含有物等埋立ごみを除く）については、現状どおり破碎設備で鉄類の資源回収を行い、破碎可燃残渣は可燃ごみや可燃粗大とともに各焼却施設で熱回収を行う。

焼却施設のうち、北谷津清掃工場は稼働後38年が経過しており、経済性・効率性に優れたごみ処理システムの実現を目指し、現在の3清掃工場体制から3用地2清掃工場運用体制に移行するため、新たに北谷津清掃工場用地に新清掃工場を建設し、新港清掃工場はリニューアルにより更新し、新港清掃工場のリニューアル整備後の本格稼働に合わせて北清掃工場は停止するものとする。

表5 千葉市の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成 26 年 度)				今 後 (平成 33 年 度)				
分 别 区 分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	処 理 実 績 (トントン)	分 别 区 分	処 理 方 法	処 理 施 設 等	処 理 実 績 (トントン)	
可燃ごみ	熱 回却 收	発電、熱供給	・新港清掃工場 溶融、発電 (充電)、熱供給 ・北清掃工場 発電 (充電)、熱供給 ・北谷津清掃工場 発電、熱供給	166,949	可燃ごみ	熱 回却 收	・新港清掃工場 溶融、発電 (充電)、熱供給 ・北清掃工場 発電 (充電)、熱供給	166,002
粗大ごみ (可燃系)					粗大ごみ (可燃系)			
粗大ごみ					剪定枝			5,674
粗大ごみ					粗大ごみ			3,465
不燃ごみ					不燃ごみ			9,110
空き缶	分別、圧縮	・新浜リサイクルセンター 可燃残渣→焼却、処理委託 不燃残渣→埋立、処理委託 金属→充却 処理困難物→処理委託 新内陸最終処分場 不燃ごみ→直接埋立	3,350	空き缶	分別、圧縮	・新浜リサイクルセンター		10,286
ビン	分別	・新浜リサイクルセンター	8,816	ビン	分別	・新浜リサイクルセンター		
リサイクル				ペットボトル		・新浜リサイクルセンター 保管→運搬・処理委託	3,117	
ペットボトル	保管	・新浜リサイクルセンター 保管→運搬・処理委託	3,014	有害ごみ	保管	・新浜リサイクルセンター 保管→運搬・処理委託	148	
古紙・布類		直接再生業者引き取り	17,874	古紙・布類			19,051	
生ごみ		直接再生業者引き取り	247					

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも、家庭ごみの分別区分に準じて処理・処分を行い、資源物については現状どおり、排出者の責任において資源化（回収ルートの確保）していくものとする。

また、事業用大規模建築物（多量排出事業者）の所有者に対しては、一般廃棄物の保管場所の設置、廃棄物管理者の選任、減量計画書の提出を義務づけ、ごみ減量・再資源化及び適正処理を指導していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

閉鎖性水域である、東京湾・印旛沼では富栄養化が問題となっていることから、引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備を進めるとともに、人口散在地域等での合併処理浄化槽を整備していく。

エ 今後の処理体制の要点

- 経済性・効率性に優れたごみ処理システムの実現を目指し、新たな清掃工場の建設と新港清掃工場のリニューアルにより更新し、3用地2清掃工場運用体制を実現し、安定的なごみ処理システムを構築する。
- 最終処分場の残余容量確保に向けた、再資源化システムを推進していく。
- 震災等、災害時を考慮したごみ処理システムの検討を行う。
- 人口散在地域等での合併処理浄化槽の整備を進める。

(5) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(4)に記述したような分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり施設整備を行う。

表6 整備する施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	千葉市新北谷津 清掃工場整備事業	585 t／日	千葉市若葉区 北谷津町 (市有地)	H33～H37 (第2次地域計画事業)
2	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	千葉市新港清掃工場 更新整備事業	522 t／日	千葉市美浜区 新港 (市有地)	H38～H42 (第3次地域計画事業)

※現有処理施設の概要を別紙に添付（添付資料-4）

(整備理由)

事業番号1 施設の老朽化と、効率的・経済的なごみ処理システム構築のための処理能力の見直し。

事業番号2 施設の老朽化と、効率的・経済的なごみ処理システム構築のための処理能力の見直し。

イ 合併浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基數(基) (平成26年度)	整備計画 基 数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	3,427	40	88	H28～H32
合 計	3,427	40	88	

(6) 施設整備に関する計画支援事業

(5) 処理施設等の整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	千葉市新北谷津清掃工場 環境影響評価業務委託	千葉市環境影響評価条例及び千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づく環境影響評価業務	H28～H32
3 2	千葉市新北谷津清掃工場 土壤履歴調査業務委託	土壤履歴調査業務	H28
3 3	千葉市新北谷津清掃工場 土壤概況調査業務委託	土壤概況調査業務	H29
3 4	千葉市新北谷津清掃工場 PFI等導入可能性調査業務委託	PFI等導入可能性調査業務	H28
3 5	千葉市新北谷津清掃工場 アドバイザリー業務委託Ⅰ	事業者募集資料(案)の作成	H29
3 6	千葉市新北谷津清掃工場 アドバイザリー業務委託Ⅱ	事業者募集、選定、契約	H30
3 7	千葉市新北谷津清掃工場 アドバイザリー業務委託(技術評価)	総合評価に係る技術評価業務	H30
3 8	千葉市北谷津清掃工場 汚染物サンプリング調査業務委託	解体工事に伴う汚染物調査業務	H29
3 9	千葉市新港清掃工場更新整備事業 基本計画作成業務委託	H43年度稼働予定の千葉市新港清掃工場 更新整備事業基本計画作成業務(現施設 建屋利活用)	H31～H32

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

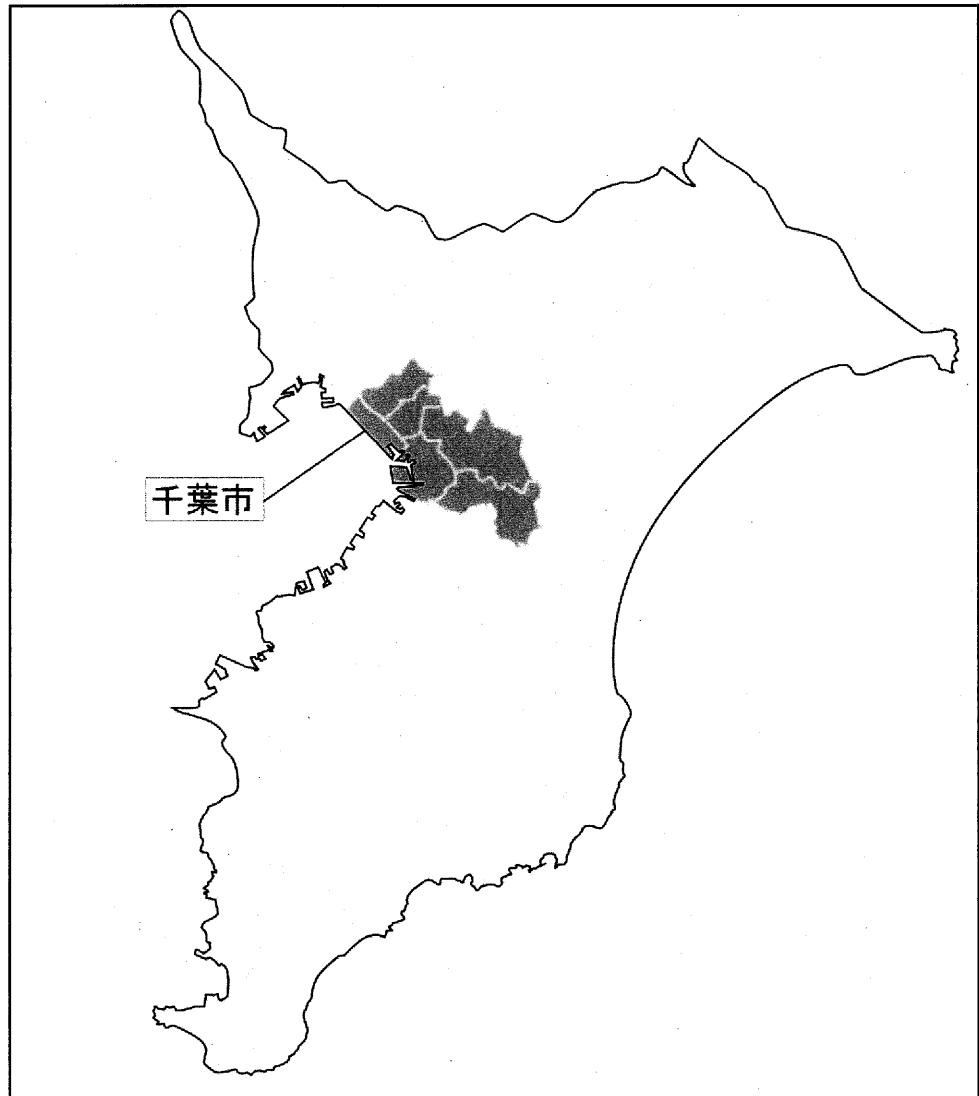
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

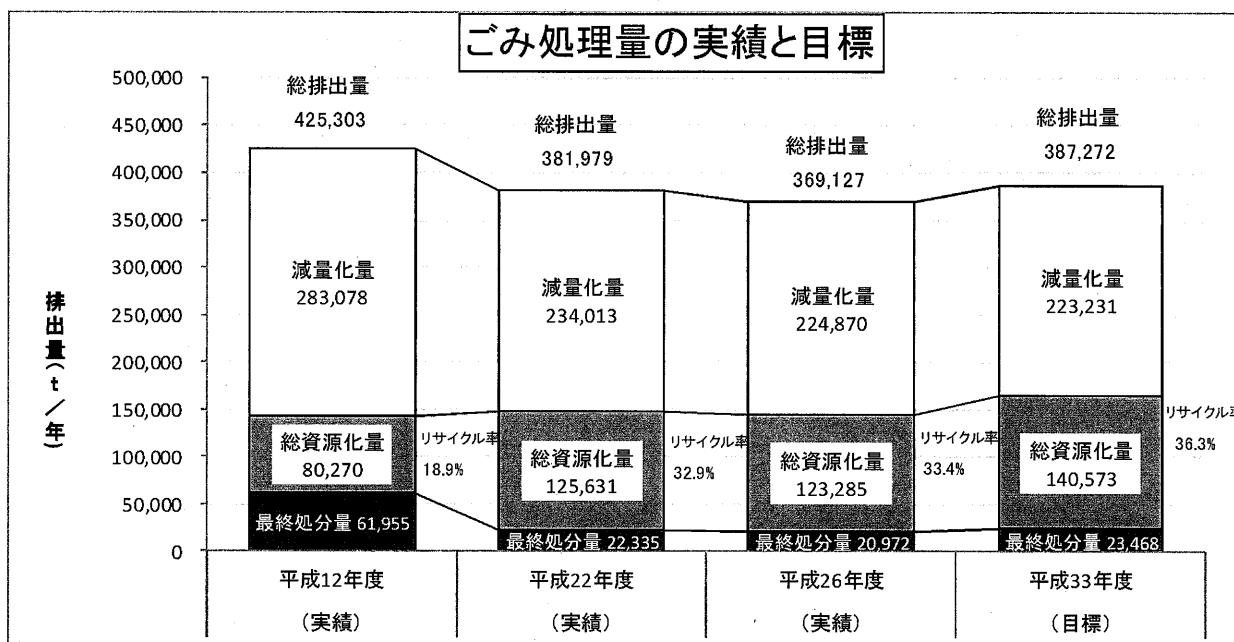
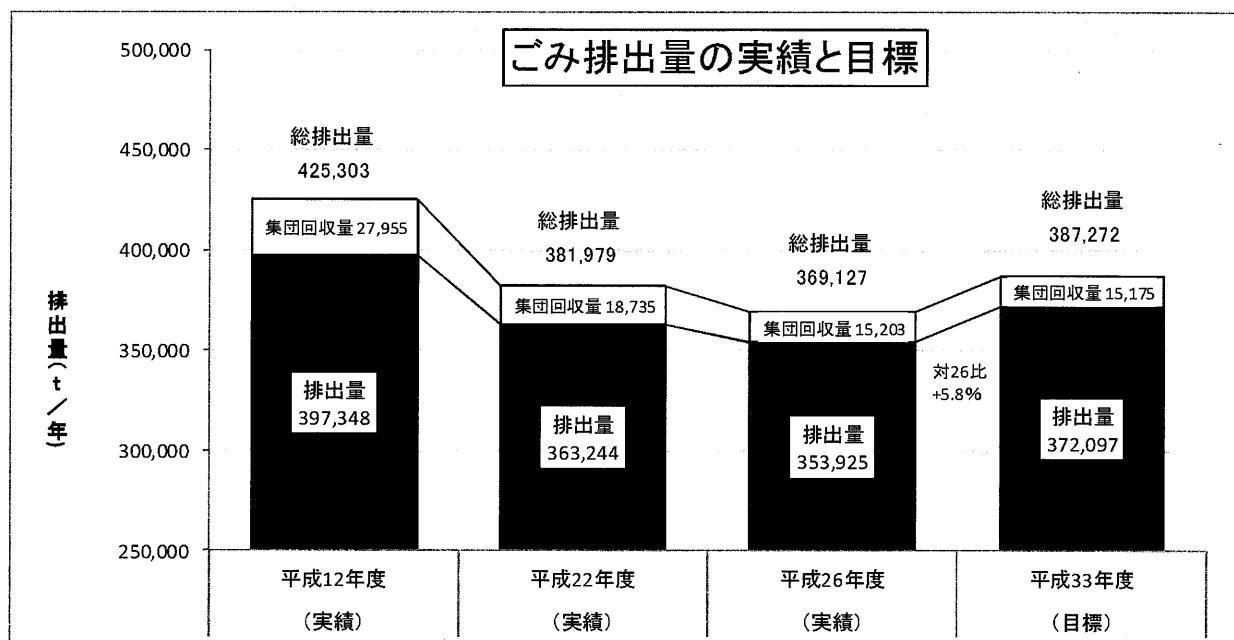
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料-1（対象地域図）



添付資料-2（目標の設定に関するグラフ）



添付資料-3（分別区分説明資料）

区分	内訳	収集方式	収集頻度	収集主体	搬入先
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 台所ごみ: 生ごみ、貝殻、アルミホイル、廃油等 カセットテープ、ビデオテープ 軟質プラスチック類: 洗剤ボトル、発泡スチロール、食用油のボトル、ソース・マヨネーズ・卵パック等の容器、ペットボトルのラベル、キャップ 皮革類、ゴム類: カバン、靴、ボール、ゴムホース・ビニールホース 木の枝、刈り草・葉(太さ10cm・長さ50cm以内) 再生利用できない紙類・布類: シュレッダーした紙、紙くず、おむつ、汚れのついた紙 布類: 編や羽毛の入った衣類、布団・カーペット・絨毯類で指定袋に入るもの その他: 使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤、ペット類のフン、猫砂等 	ステーション (市指定袋)	週2回	市(委託)	清掃工場
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家具類 家電製品類(家電4品目除く) 布団類 自転車、チャイルドシート 	各戸 (電話申込・有料)	随時	市(委託・直営)	可燃粗大: 清掃工場 不燃粗大: リサイクルセンター (破碎設備)
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 硬いプラスチック類: 文房具、おもちゃ、バケツ、CD、フロッピーディスク、レコード盤等 金属類: 工具、調理器具、びん(食用以外)の金属製のキャップ等 ガラス、せともの類: 板ガラス、コップ、電球、花瓶・植木鉢等 家電製品: 電話機、小型プリンター、小型照明、泡だて器、ラジオ、アイロン等指定袋に入るもの 	ステーション (市指定袋)	月2回	市(委託)	リサイクルセンター (破碎設備)
資源物	古紙・布類	<ul style="list-style-type: none"> 新聞類: 新聞紙、折込広告、コピー用紙 雑誌類: 雑誌、本、パンフレット 雑紙類: 包装紙、紙類、紙箱、台紙、ダイレクトメール 段ボール 紙パック: 牛乳・ジュース等の紙パック 布類: ブラウス、毛糸衣類(既製品)、毛布、デニム等 	ステーション (ひもで結束)	再資源化事業者	問屋
	びん類	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用のびん: ジュース、ウイスキー、ワイン、ドリンク剤、ジャム、インスタントコーヒー等 調味料のびん: 醤油、ドレッシング、食用油等 化粧品のびん 果実酒をつくるびん等 	ステーション (コンテナ)		リサイクルセンター (選別設備)
	缶	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用の缶: ジュース、ビール、缶詰、お菓子の缶等 食用油の缶 ペットフードの缶 びんの金属製キャップ 	ステーション (コンテナ)		リサイクルセンター (選別設備)
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 飲料のペットボトル 酒類のペットボトル 調味料のペットボトル: 醤油、みりん、つゆ、酢、ノンオイルドレッシング等 	ステーション (専用ネット)		リサイクルセンター (保管)
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨てガスライター カセット式ガスボンベ、スプレー缶 蛍光灯 水銀入りの体温計、血圧計 電池類: 乾電池 	ステーション (透明袋)	月2回	市(委託)	リサイクルセンター (保管)

添付資料-4（現有処理施設の概要）

<焼却処理施設>

設置主体	千葉市	千葉市	千葉市
施設名称	新港清掃工場	北谷津清掃工場	北清掃工場
所在地	美浜区新港 226 番地 1	若葉区北谷津町 347 番地	花見川区三角町 727 番地 1
竣工年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 10 月
敷地面積	32,852 m ²	35,484 m ²	39,478 m ²
建築面積	10,115.5 m ²	3,641 m ²	9,677 m ²
処理対象	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃	可燃ごみ、破碎可燃	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃
処理能力	405 t / 日 (135 t / 24h × 3 基)	300 t / 日 (150 t / 24h × 2 基)	570t / 日 (190 t / 24h × 3 基)
炉型式等	ストーカ式 全連続燃焼式焼却炉	ストーカ式 全連続燃焼式焼却炉	ストーカ式 全連続燃焼式焼却炉
灰処理	灰溶融設備 : 36 t / 日 × 2 基 溶融飛灰 : 固型化処理	飛灰 : 固型化処理	飛灰 : 固型化処理
余熱利用	電気・蒸気 : 場内、アクアリンクちば 蒸気 : 周辺民間企業 2 社 (有価)	電気・蒸気 : 場内 温水 : 若葉いきいきプラザ、北谷津 温水プール	電気・蒸気 : 場内、こてはしタービンに による発電、温水プール、花 見川いきいきプラザ

<リサイクル施設>

設置主体	千葉市
施設名称	新浜リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町 4 番地
竣工年月	平成 7 年 3 月
敷地面積	59,506m ²
建築面積	5,643m ²
処理対象	資源物、粗大ごみ、不燃ごみ
処理能力	220 t / 5h 破碎設備 : 125 t / 5h 資源選別設備 : 95t / 5h (缶 50t、びん 45t)
リサイクルプラザ	リサイクル品展示ホール、資料コーナー、 リサイクル体験コーナー、研修室

<最終処分場>

設 置 主 体	千葉市
施 設 名 称	新内陸最終処分場
所 在 地	若葉区更科町 1457
埋 立 期 間	平成 12 年 9 月～平成 49 年度
埋 立 容 量	939,000m ³
埋 立 面 積	82, 800m ²
埋 立 対 象	不燃ごみ、破碎不燃残渣、焼却残渣
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
し ゃ 水 工	有り
浸 出 水 处 理 施 設	処理能力 : 400m ³ /日 処理方法 : 生物学的脱窒素+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着

<し尿処理施設>

設 置 主 体	千葉市
施 設 名 称	衛生センター
所 在 地	中央区村田町 893
竣 工 年 月	平成 7 年 8 月
敷 地 面 積	27,797m ²
延 床 面 積	処理棟 4,896m ² 管理棟 693m ²
処 理 能 力	173 k l / 日
処 理 方 法	前処理→南部浄化センターへ下水圧送

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成27年度)

1 地域の概要		(2) 地域内人口		(3) 地域面積	
(1) 地域名	千葉市地域	962,554 人		271,76 km ²	
(4) 構成市町村等名	千葉市				
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村 ②設立年月日				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	135,134	138,015	143,111	143,460	143,590	155,244 (H26比 8.1%)
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.51	2.49	2.60	2.60	2.59	2.62 (H26比 1.2%)
	家庭系 総排出量 (トン)	228,109	227,994	225,456	224,659	210,335	216,853 (H26比 3.1%)
再生利用率	1 人当たりの排出量 (kg/人)	205.6	204.7	202.6	200.6	186.2	184.0 (H26比 -1.2%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	363,243	366,009	368,567	368,119	353,925	372,097 (H26比 5.1%)
	直接資源化量 (トン)	90,133 (24.8%)	94,299 (25.8%)	95,774 (26.0%)	96,772 (26.3%)	95,343 (26.9%)	112,916 (30.3%)
熱回収量	総資源化量 (トン)	125,631 (32.9%)	123,008 (32.0%)	121,596 (31.5%)	124,140 (32.3%)	123,285 (33.4%)	140,573 (36.3%)
	回収量 热回収量 (年間の発電電力量 MWh)	106,780	103,635	104,564	103,904	102,394	92,500
	中間処理による減量化量 減量化量 (年間処理前後の差 トン)	234,013 (64.4%)	231,232 (63.2%)	233,200 (63.3%)	235,033 (63.8%)	224,871 (63.5%)	223,231 (60.0%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	22,335 (6.1%)	29,576 (8.1%)	30,856 (8.4%)	25,486 (6.9%)	20,972 (5.9%)	23,468 (6.3%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。 (添付資料-5)

3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定期	更新理由、新設理由	
北谷津清掃工場	千葉市	全連続燃焼式	有	300t／日	S52.12	H29.3廃止	老朽化	ガス化溶融方式 H38.3 585t／日 廃止後、新設
北清掃工場	千葉市	全連続燃焼式	有	570t／日	H8.10	H43.3廃止	老朽化	継続
新港清掃工場	千葉市	全連続燃焼式 (ストーカ炉+灰溶融炉)	有	405t／日 (36t／日×2基)	H14.12	H38.3廃止	老朽化	全連続燃焼式 H43.3 522t／日 更新
新浜リサイクルセンター	千葉市	不燃物・粗大ごみ破碎施設	有	125t／5h	H7.3			継続
	千葉市	ビン類選別施設	有	45t／5h	H7.3			継続
新内陸最終処分場	千葉市	サンドイッチ方式	有	50t／5h	H7.3			継続
衛生センター	千葉市	標準脱窒素処理方式、高度処理	有	173kg／日	H7.8			継続

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものをお添付した。（添付資料-6）

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状			目標
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
総 人 口	959,415	958,518	958,161	962,554 平成33年度
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	919,415 95.8%	920,466 96.0%	921,929 96.2% 929,036 96.5% 949,234 97.7%
集 落 排 水 施 設 等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4,680 0.5%	4,752 0.5%	4,721 0.5% 4,716 0.5% 4,896 0.5% 4,610 0.5%
合 併 处 理 淨 化 槽 等	污水衛生処理人口 污水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7,206 0.8%	7,017 0.7%	6,689 0.7% 6,785 0.7% 9,559 1.0% 6,733 0.7%
未 处 理 人 口	汚水衛生未処理人口	28,114	26,283	24,822 23,304 19,013 10,962

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料-5)

※ 平成33年度目標値は、汚水適正処理構想及び生活排水処理基本計画に基づく。

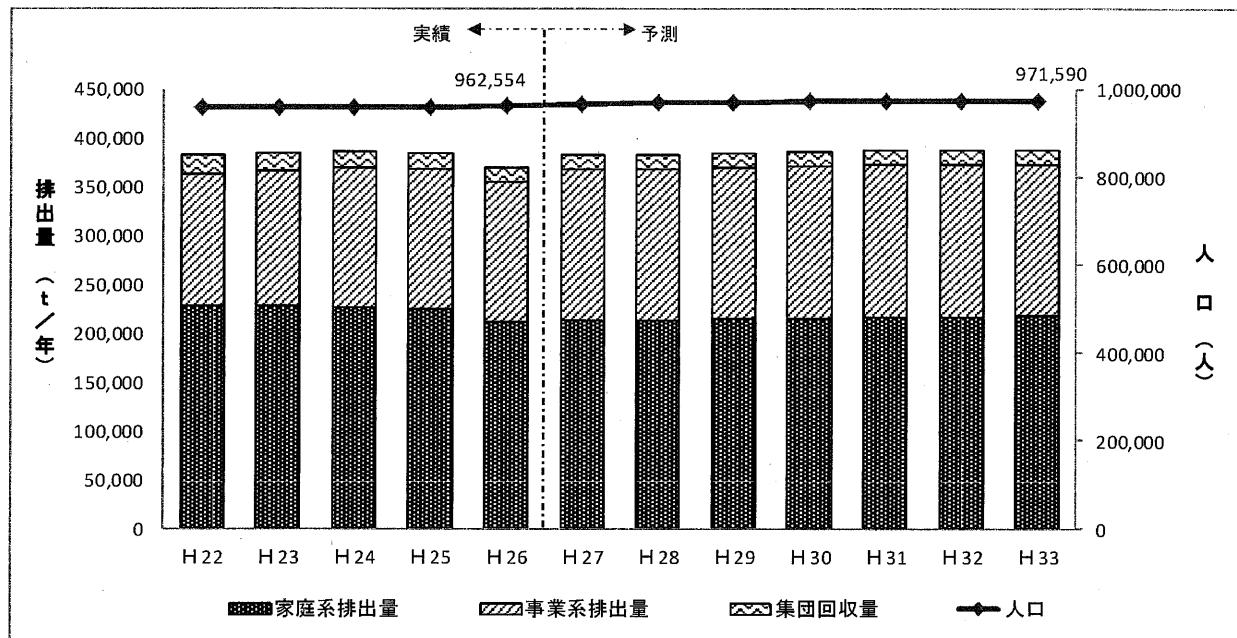
5 淨化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基數	處理人口	開始年月	基數	
淨化槽設置整備事業	千葉市	1,104	2,440	S62	40	88 H33
淨化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—	—	—

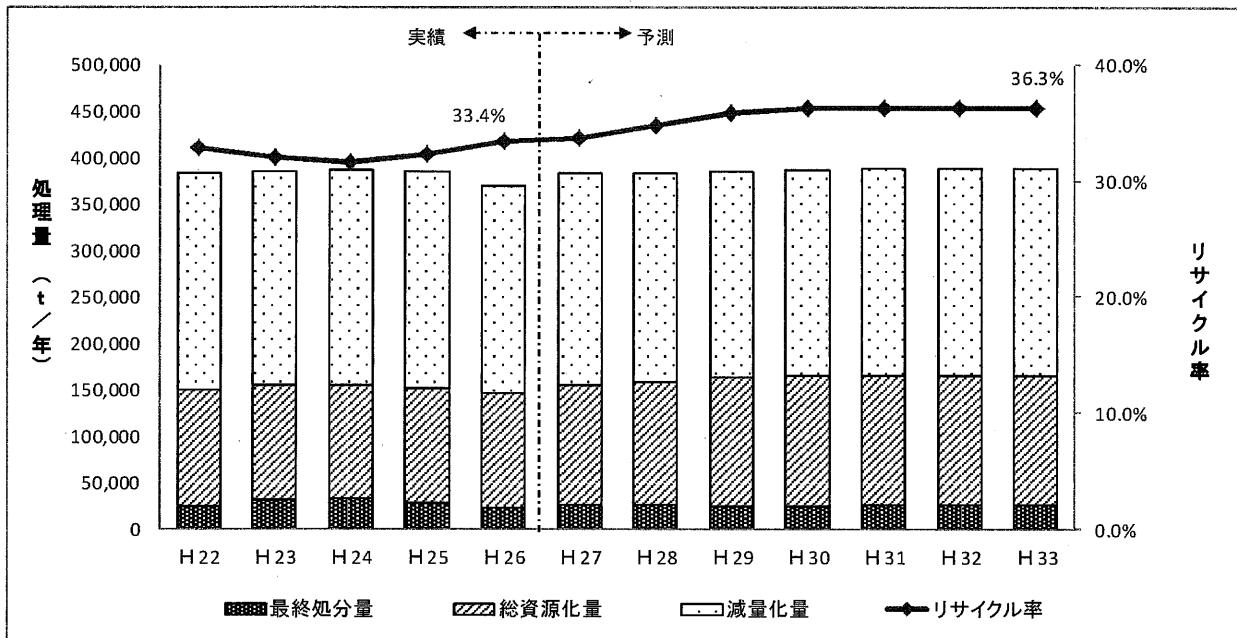
※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものをお添付した。(添付資料-7)

添付資料-5（指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ）

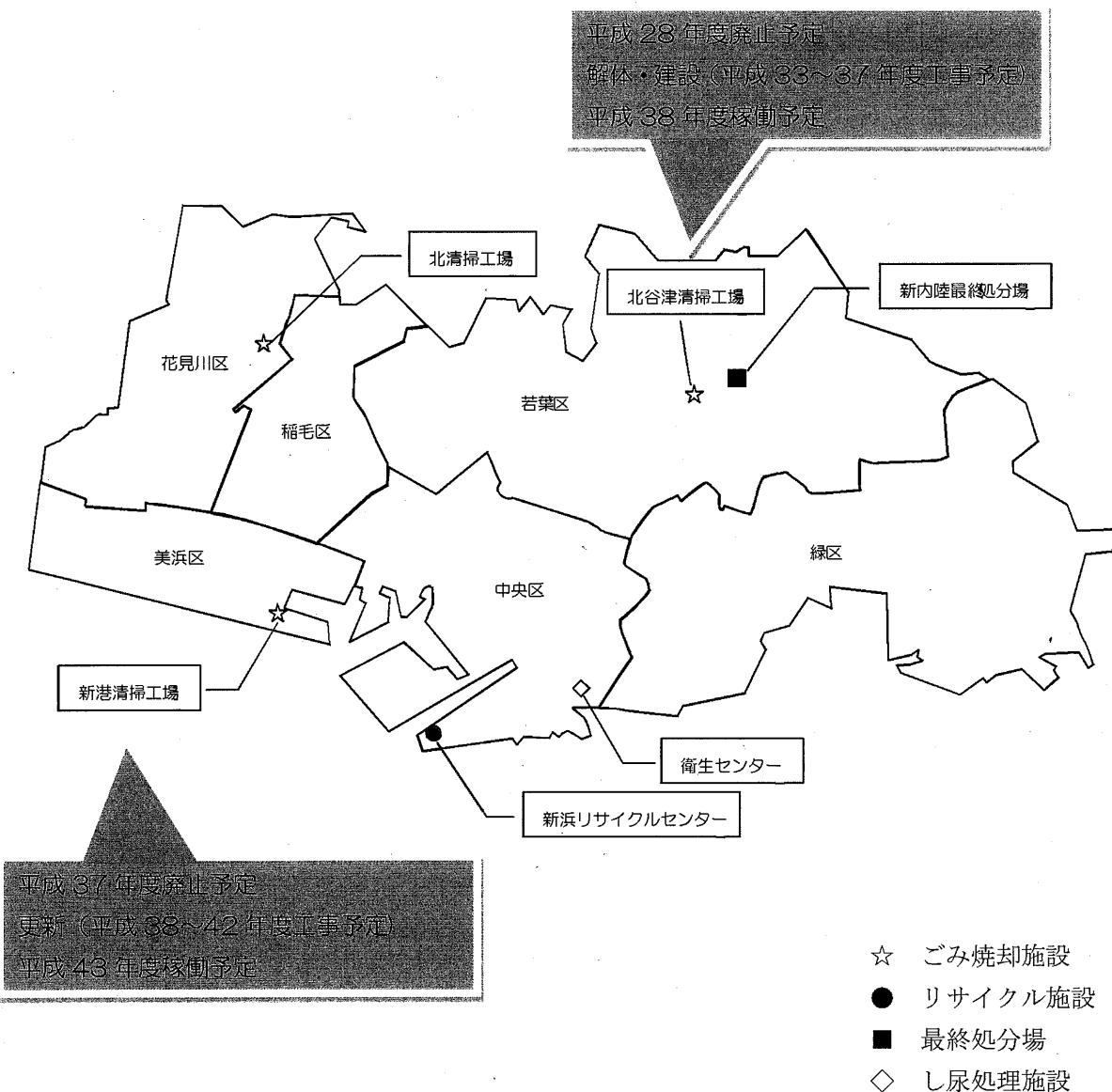
<人口及びごみ排出量の推移>



<ごみ処理の推移>



添付資料-6 (地域内の施設の現況と予定図)



添付資料-7（生活排水処理施設整備区域図）



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成28年度)

事業種別 事業名称	事業主体 番号	規模	事業期間 交付期間				総事業費(千円)				交付対象事業費(千円)	備考		
			平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度					
			開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了				
○燃回収等に関する事業											0	0		
千葉市新清掃工場整備事業(交付率1/2)	1 千葉市	585t／日	H33	H37	0	0	0	0	0	0	0	0		
千葉市新港新清掃工場整備事業(交付率1/2)	2 千葉市	522t／日	H38	H42	0	0	0	0	0	0	0	0		
○施設整備に係る計画支援に関する支援事業											0	0		
事業番号1に係る支援事業											0	0		
千葉市新北谷津清掃工場環境影響評価業務委託	31 千葉市	H28	H32	216,540	8,640	14,300	144,100	40,700	8,800	308,845	22,487	145,650		
千葉市新北谷津清掃工場土壤履歴調査業務委託	32 千葉市	H28	H28	1,545	1,545					17,198	436,395	181,208		
千葉市新北谷津清掃工場土壤概況調査業務委託	33 千葉市	H29	H29	97,000	97,000					69,852	22,487	145,650		
千葉市新北谷津清掃工場PH等導入可燃性調査業務委託	34 千葉市	H28	H28	12,302	12,302					143,960	22,487	145,650		
アドバイザリーカンパニー事業委託Ⅰ	35 千葉市	H29	H29	22,330	22,330					181,208	22,487	145,650		
千葉市新北谷津清掃工場アドバイザリーカンパニー事業委託Ⅱ	36 千葉市	H30	H30	25,300	25,300					69,852	22,487	145,650		
千葉市新北谷津清掃工場アドバイザリーカンパニー事業委託(技術評価)	37 千葉市	H30	H30	11,803	11,803					143,960	22,487	145,650		
千葉市北谷津清掃工場汚染物質分析センター調査業務委託	38 千葉市	H29	H29	12,020	12,020					12,020	22,487	145,650		
事業番号2に係る支援事業											0	0		
千葉市新港清掃工場更新整備事業基本計画作成業務委託	39 千葉市	H31	H32	37,550	37,550					29,152	8,398	37,550		
○浄化槽に関する事業											0	0		
浄化槽設置整備	3 千葉市	40基	H28	H32	23,260	4,652	4,652	4,652	4,652	4,652	21,850	434,155		
合計						459,655	27,139	150,302	185,860	74,504	26,039	149,202	184,760	
											73,404	20,750		

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要 の 要否	事業計画					備考				
							平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度					
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	環境教育及び普及・啓発活動の推進	現在実施している環境教育及びイベント・キャンペーン、出版物、情報提供等による普及・啓発活動を推進していく。	千葉市	継続		環境教育及び普及・啓発活動の推進									
	12	剪定枝の再資源化	家庭系・事業系剪定枝等の再資源化の推進。	千葉市	継続		環境教育及び普及・啓発活動の推進									
	13	事業系生ごみの再資源化	事業系生ごみの再資源化の促進。	千葉市	継続		普及促進のため実施									
	14	使用済小型電子機器の再資源化	使用済小型電子機器の再資源化のため、拠点回収を行う。	千葉市	継続		推進のため実施									
	15	廃食油の再資源化	家庭から排出される廃食油の回収拠点拡大。	千葉市	継続		拠点回収の拡大									
	16	生活排水対策に関する普及・啓発活動の推進	生活排水対策に関する普及・啓発活動の推進。	千葉市	継続		啓発継続									
処理体制の構築、変更に関するもの	27	古紙・古布類のステーション回収	計画的に回収区域を拡大し、古紙・古布類を資源回収する。	千葉市	継続		事業実施									
	1	千葉市新清掃工場整備事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備（現有施設の解体を含む）	千葉市	H 33	H 37	○	(第2次計画期間に実施予定)								
処理施設の整備に関するもの	2	千葉市新港新清掃工場整備事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備（現有施設一部の解体を含む）	千葉市	H 38	H 42	○	(第3次計画期間に実施予定)								
	3	合併浄化槽整備（個人設置型）	浄化槽整備区域において、専用住宅の既存単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽に転換する設置者に補助し、整備を図る	千葉市	H 28	H 32	○	合併浄化槽整備								
	31	環境影響評価業務委託	千葉市環境影響評価条例及び千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づく環境影響評価業務	千葉市	H 28	H 32	○	環境影響評価			関連事業 1					
施設整備に係る計画支援に関するもの	32	土壤履歴調査業務委託	土壤履歴調査業務	千葉市	H 28	H 28	○	履歴調査				関連事業 1				
	33	土壤概況調査業務委託	土壤概況調査業務	千葉市	H 29	H 29	○	概況調査				関連事業 1				
	34	PFI等導入可能性調査業務委託	PFI等導入可能性調査業務	千葉市	H 28	H 28	○	導入可能性調査				関連事業 1				
	35	アドバイザリー業務委託Ⅰ	事業者募集資料（案）の作成	千葉市	H 29	H 29	○	アドバイザリー業務				関連事業 1				
	36	アドバイザリー業務委託Ⅱ	事業者募集・選定・契約	千葉市	H 30	H 30	○	アドバイザリー業務				関連事業 1				
	37	アドバイザリー業務委託（技術評価）	総合評価に係る技術評価業務	千葉市	H 30	H 30	○	アドバイザリー業務				関連事業 1				
	38	北谷津清掃工場汚染物サンプリング調査業務委託	解体工事に伴う汚染物調査業務	千葉市	H 29	H 29	○	現況調査				関連事業 1				
	39	千葉市新港清掃工場更新整備基本計画作成業務	千葉市新港清掃工場更新整備事業基本計画作成業務	千葉市	H 31	H 32	○	計画作成				関連業務 2				
その他	41	再生利用品の需要拡大	溶融スラグの有効利用促進	千葉市	継続		有効利用の拡大									
	42	不法投棄対策	分別区分の徹底とパトロール強化、団体支援	千葉市	継続		パトロールの強化等									
	43	震災時の廃棄物処理体制の整備	震災廃棄物処理計画を踏まえた体制整備	千葉市	継続		準備体制の整備									

【参考資料様式 5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	雑排水対策を促進する必要がある合併処理浄化槽設置整備事業区域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図るため、設置者に対し設置に要する費用を助成する。対象は10人槽以下のもので、放流水の総窒素濃度が20mg/l以下、または濁度1mg/l以下の機能を有する高度処理型の浄化槽とする。 合併処理浄化槽設置整備事業区域は、原則として家屋が散在し、集合処理が適していない地域を、経済性の観点等から適切であるか等を考慮して設定した。 ただし、①下水道法第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域であっても7年以上整備されない区域、②農業集落排水事業の採択区域であっても農業集落排水処理施設の処理能力等の問題により接続できない区域に該当する場合は、水質浄化対策上市長が特に必要と認める区域として補助対象とすることができる。
(4) 事業期間	28年度～32年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(キ)
(6) 事業計画額	交付対象事業費 17,760千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数（人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	40基(88人分)	25基	17,760	23,260	17,760
6～7人槽					
8～10人槽					
11～20人槽					
21～30人槽					
31～50人槽					
51人槽以上					
改築					
計画策定調査費					
合計	40基(88人分)	25基	17,760	23,260	17,760

【浄化槽設置整備事業の場合】

(なし)

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(なし)

【参考資料様式 6】

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新北谷津清掃工場整備事業のため		
(3) 事業名称	千葉市新北谷津清掃工場 環境影響評価業務委託	千葉市新北谷津清掃工場 土壤履歴調査業務委託	千葉市新北谷津清掃工場 土壤概況調査業務委託
(4) 事業期間	平成28年度～平成32年度	平成28年度	平成29年度
(5) 事業概要	千葉市環境影響評価条例及び千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づく環境影響調査業務	土壤履歴調査業務	土壤概況調査業務
(6) 事業計画額	216,540千円	1,545千円	97,000千円

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新北谷津清掃工場整備事業のため		
(3) 事業名称	千葉市新北谷津清掃工場 PFI等導入可能性調査業務委託	千葉市新北谷津清掃工場 アドバイザリー業務委託Ⅰ	千葉市新北谷津清掃工場 アドバイザリー業務委託Ⅱ
(4) 事業期間	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(5) 事業概要	PFI等導入可能性調査業務	事業者募集資料（案）の作成	事業者募集・選定・契約
(6) 事業計画額	12,302千円	22,330千円	25,300千円

【参考資料様式 6】

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新北谷津清掃工場整備事業のため		
(3) 事業名称	千葉市新北谷津清掃工場アドバイザリー業務委託（技術評価）	千葉市北谷津清掃工場 汚染物サンプリング調査業務委託	
(4) 事業期間	平成30年度	平成29年度	
(5) 事業概要	総合評価に係る技術評価	解体工事に伴う汚染物 サンプリング調査業務	
(6) 事業計画額	11,808千円	12,020千円	

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	千葉市		
(2) 事業目的	千葉市新港清掃工場更新整備事業のため		
(3) 事業名称	千葉市新港清掃工場更新整備事業 基本計画作成業務委託		
(4) 事業期間	平成31年度～平成32年度		
(5) 事業概要	千葉市新港清掃工場更新整備事業 に係る基本計画作成業務		
(6) 事業計画額	37,550千円		